

教育用語辞典

「教育用語辞典」第16回目です。今回は二択問題としました。普段からよく目にする言葉でも正確な意味内容となると難しいものです。「**レ**」に入る正しい言葉はどちらかを考えてみてください。

【主幹教諭】

レベル★★★

〔しゅかんぎょうゆ〕

学校職員の職位のひとつ。二〇〇七年に改正された〔A学校教育法 B教育基本法〕によって、幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に置くことができるようになった。小学校では、主幹教諭は児童の教育をつかさどるだけでなく、「A理事長 B校長」（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理する。「児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭」を置くこともできる。

【就学援助】

レベル★★★

〔しゅうがくえんじょ〕

学校教育法第十九条「〔A経済的理由 B身体的理由〕によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」に基づいて、該当する保護者に対し、国及び地方公共団体が就学に要する諸経費を援助すること。就学援助の対象者は「要保護者」及び「A生活保護被保護者 B準要保護者」である。補助対象品目には「学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費」その他がある。

【分限処分】

レベル★★★

〔ぶんげんしよぶん〕

公務員が一定の事由によつて、その職責を十分に果たすことが期待できない場合に、公務能力を維持することを目的として、職員の意に反して行う不利益処分のこと。不利益処分の種類は、①免職②降任③休職④〔A降給 B減給〕の4種類である。また、免職又は降任することができる場合の一定の事由とは、〔A地方公務員法 B学校教育法〕第二十八条によれば、①勤務実績不良②心身の故障③適格性の欠如④廃職又は過員を生じた場合、の4つである。



【解答】 A 学校教育法 B 校長

A 経済的理由 B 準要保護者

A 降給 A 地方公務員法